

鹿行広域事務組合消防本部告示第2号

鹿行広域事務組合消防本部火災予防施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月2日

鹿行広域事務組合消防本部消防長 飯島敏彦

鹿行広域事務組合消防本部火災予防施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び鹿行広域事務組合火災予防条例（昭和50年条例第17号。以下「条例」という。）の規定による消防長の権限に属する事項を定めるものとする。

(検査・点検を必要とする防火対象物の指定)

第2条 政令第35条第1項第2号及び第36条第2項第2号の規定による消防長の指定する防火対象物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 消防機関の検査を必要とする防火対象物

政令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延面積が300平方メートル以上のもの。

(2) 消防設備士等の点検を必要とする防火対象物

政令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延面積が1,000平方メートル以上のもの。

(消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定)

第3条 規則第12条第1項第8号ハ（規則第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定による防火対象物は、政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及

び（16）項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの。

ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの。

イ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの。

(2) 政令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで及び（16）項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの。

ア 政令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備

イ 政令第13条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）

(3) 政令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が、5,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの。

ア 政令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備

イ 政令第13条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）

（必要な知識及び技能を有する者の指定）

第4条 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、消防長が指定する必要な知識及び技能を有するものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者、又はこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備

ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技師免許、一級ボイラー技師免許、二級ボイラー技師免許を有する者、又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条の2第2項において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有

する者

第5条 条例第11条第1項第9号（条例第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定により消防長が指定する、必要な知識及び技能を有するものは、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (4) 社団法人日本蓄電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を終了した者（条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (5) 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

第6条 条例第18条第1項第13号の規定により、消防長が指定する必要な知識及び技能を有するものは、財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者、又は当該器具の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

（避雷設備の位置、構造等の指定）

第7条 条例第16条の規定により消防長が指定する避雷設備の位置、構造等は、日本産業規格A4201-1992（建築物等の避雷設備（避雷針））に適合するものとする。

（喫煙等の禁止場所の指定）

第8条 条例第23条第1項の規定により消防長の指定する場所は、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち次に掲げるものとする。ただし、政令第1条の2第2項で規定する政令別表第1に掲げる各項の用途に供される部分とみなされる従属的な部分がある場合は、当該部分を政令別表第1各項の用途としてこの規定を適用する。

- (1) 喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所
 - ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席。ただし、喫煙にあつては、屋外に設けられた客席及び観覧場の客席（客席部分の床がすべて不燃材料で造られたものに限る。）を除く。
 - イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台又は更衣室
 - ウ 延べ面積が1,000平方メートル以上の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場、展示部分又は公衆の出入りする部分（喫

煙にあつては、火災予防上安全な喫煙設備を備えた場所を除く。)

エ 映画スタジオ又はテレビスタジオ（以下「映画スタジオ等」という。）の撮影用セットを設ける部分

オ 自動車車庫又は駐車場で駐車のために供する部分の床面積が地階又は2階以上の階にあつては200平方メートル以上、1階にあつては500平方メートル以上、屋上にあつては300平方メートル以上のもの

カ 文化財保護法（昭和25年法律214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（居住者が日常生活のために火を使用し、又は宗教的行事等で火を使用する場合を除く。）

(2) 危険物品を持ち込んでではない場所

ア 劇場等（前号ア、イ、ウに掲げる場所を除く。）で公衆の出入りする部分

イ キャバレー等で公衆の出入りする部分

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）

2 条例第23条第1項第2号の規定によるマーケットその他の物品販売業を営む店舗で、次の各号に掲げる商品を陳列・販売するために持込む行為は火災予防上危険な物品の持込みから除外されるものとする。

(1) 危険物に該当する製品（1の解除単位当たりの数量が、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満のもの）

(2) 可燃性固体類又は可燃性液体類に該当する製品（1の解除単位当たりの数量が、条例別表第8に定める数量の5分の1未満のもの）

(3) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用が除外される容器入りの可燃性ガス（1の解除単位当たりの取扱いガス総質量が20kg以下のもの）

(4) がん具用煙火で「SFマーク」（（公益社団法人）日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているもの（1の解除単位あたりの総薬量が5kg（クラッカーボールにあつては1kg）未満のもの）

(5) その他危険と認められない物品

(屋外催しに係る指定催しの指定)

第8条の2 条例第42条の2第1項の規定による大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するものとは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

(2) 大規模な屋外催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。

(消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定)

第9条 条例第45条の2第1項の規定により、消防長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「洞道等」という。）は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることができるもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が50メートル以上のもの。

(2) 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物

(3) 前2号に規定するもののほか、消防長が特に必要と認める洞道等

2 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更とは、前項に規定する洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策等の大幅な変更とする。

付 則

1 この告示は、平成18年5月1日から施行する。

2 鹿行広域事務組合火災予防条例施行規程（昭和56年消防本部告示第1号）は、平成18年4月30日限り、廃止する。

3 消防法施行令第35条第1項第2号及び第36条第2項第2号に基づく防火対象物の指定について（昭和59年消防本部告示第1号）は、平成18年4月30日限り、廃止する。

4 鹿行広域事務組合消防本部防火基準適合表示規程（平成5年消防本部告示第1号）は、平成18年9月30日限り、廃止する。

付 則（平成24年消防本部告示第1号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

付 則（平成26年消防本部告示第2号）

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

付 則（令和6年消防本部告示第2号）

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

付 則（令和8年消防本部告示第2号）

この告示は、令和8年3月31日から施行する。

この謄本は原本に相違ないことを証明します。

令和8年3月2日

鹿行広域事務組合消防本部消防長 飯島敏彦